

令和 6 年度処遇改善加算に係る「見える化要件」について

令和 6 年 6 月の介護報酬改定において今までの処遇改善加算の制度（処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算）が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を算定するためには、各要件を満たしている必要があり、当法人では以下の取り組みを行っております。

A. キャリアパス要件 I～V

<キャリアパス要件 I（任用要件・賃金体系）>

目的： 職位、職責、職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備する。

実施内容： 介護職員に対し、明確な職務基準や賃金ルールを設定し、就業規則で周知

<キャリアパス要件 II（研修の実施等）>

目的： 介護職員の資質向上を支援する。

実施内容： ①研修の実施や技術指導の機会提供

②資格等取得奨励制度の導入、国家試験受験対策模擬試験の実施、資格取得祝い金の支給

<キャリアパス要件 III（昇給の仕組み）>

目的： 職員の経験や資格に応じた昇給制度を設ける。

実施内容： 資格取得等に応じた昇給制度、定期的な昇給基準の設定

<キャリアパス要件 IV（改善後の賃金額）>

目的： 経験・技能のある職員に対し、一定の賃金水準を確保する。

実施内容： 経験・技能のある人材 1 名以上に対し、賃金額を年額 440 万円以上とする。

<キャリアパス要件 V（介護福祉士等の配置）>

目的： 介護福祉士等、専門職員の配置を推進する。

実施内容： サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置する。地域密着型特定施設においては日常生活継続支援加算を算定

B. 月額賃金改善要件 I～III

実施内容： 月額賃金改善要件 I を実施する。

C. 職場環境要件 6 の区分ごとにそれぞれ 2 つ以上（生産性向上は 3 つ以上、うち一部は必須）取り組む

D. 処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行う

※「見える化」要件とは、令和 2 年度からの算定要件で、介護サービス情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的取り組み内容を公表する

【令和 6 年 4 月～5 月までの加算の種別】

- ・ 介護職員処遇改善加算（I）・・・ 全事業所共通
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算（I）
→アネシス西宮デイサービスセンター、ケアハウスたいよう
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算（II）
→その他の全事業所
- ・ 介護職員等ベースアップ等支援加算・・・ 全事業所共通

【令和6年6月～3月までの加算の種別】

- ・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
→ケアハウスたいよう
- ・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）
→その他の全事業所

【職場環境要件の具体的な取り組み内容】

① 入職促進に向けた取り組み

- ・ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材教育方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・ 他産業からの転職者や中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取り組みの実施

② 資質の向上

- ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修等の研修受講支援
- ・ 仕事やメンタル面のサポート等を行う担当者を設置

③ 両立支援・多様な働き方の推進

- ・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入
- ・ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

④ 健康管理

- ・ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断。ストレスチェックや、休憩室の設置等の健康管理対策
- ・ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
- ・ 事故やトラブルへの対応マニュアル等の作成、体制の整備

⑤ 生産性向上のための業務改善の取り組み

- ・ タブレット端末等の I C T 活用による業務量の縮減
- ・ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

⑥ やりがい・働きがいの醸成

- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化
- ・ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

これらの取り組みをはじめとして、介護職員の処遇改善や働き方の改善に向けて継続的な取り組みを実施してまいります。